

一五二〇。十六

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

財團法人協働會大阪支所

決 議 文

惡辣ナル計畫ヲ以テ従業員ヲ彈壓シ労働組合ヲ破壊セントスル南
海電鐵當局ノ速カニ従業員ノ妥當ナル要求ヲ容ルベシ
右 決 議 ス

昭和二年七月十六日

關西労働組合

自 由 聯 合 會